## 省 エ ネ 賃 貸 住 宅 融 資 等 に お け る省エネルギー基準の改正予定のお知らせ

沖縄公庫融資住宅基準集の「Ⅲ. 長寿社会対応住宅基準の概要等」の3. 省エネ住宅及びサービス付き高齢者向け住宅に係る基準中、断熱構造に係る基準を、平成29年4月以降に借入申込みをいただくものから、次の①又は②のいずれかの基準に適合することに改正する予定です。

- ① 建築物省エネ法(注1)の「建築物エネルギー消費性能基準」(注2)
- ② 品確法(注3)の「断熱等性能等級4」及び「一次エネルギー消費量等級4」以上
- (注1) 建築物省エネ法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第53号)をいいます。
- (注2) 建築物エネルギー消費性能基準は、建築物省エネ法に基づき届出義務が課される 300 ㎡以上の中規模建築物に平成29年4月1日から適用される予定の基準ですが、 省エネ賃貸住宅建設融資においては、300 ㎡未満の住宅にも適用する予定です。
- (注3) 品確法とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)をいいます。



(平成28年10月6日作成)



沖縄振興開発金融公庫

〒900-8520 那覇市おもろまち 1-2-26 融資第三部 住宅融資班

TEL. 098-941-1850 FAX. 098-941-1915